令和４年松前町告示第64号

令和４年度松前町燃油価格等高騰対策農業者応援金給付要綱を次のように公表する。

令和４年12月27日

松前町長　岡　本　　靖

令和４年度松前町燃油価格等高騰対策農業者応援金給付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、燃油価格等の高騰の影響を受けている農業者（農業法人を含む。以下同じ。）に対し、町が予算の範囲内において令和４年度松前町燃油価格等高騰対策農業者応援金（以下「応援金」という。）を給付することにより、農業経営への影響を緩和し、営農の継続を図ることを目的とする。

（給付対象者）

第２条　応援金の給付の対象となる農業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 個人にあっては町内に住所を有すること、法人にあっては町内に本店を置いていること。

(2) 令和３年分の農産物販売金額が50万円以上であること。

(3) 令和４年度以降も営農を継続する意思があること。

(4) 令和３年分の所得税又は法人税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあっては、住民税の申告書。第４条第１号において同じ。）を提出していること。

(5) 町税を滞納していないこと。

(6) この要綱の応援金と同種の応援金等の給付を受けていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員と関係がないこと。

(8) 前各号に掲げる者のほか、応援金の目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

（応援金の額）

第３条　応援金の額は、次の計算式により算定した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、20万円を上限とする。

　　応援金の額＝Ａ×0.2×10／12×２／３

　　　備考　この計算式中次に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

　　　　Ａ　令和３年分の所得税の確定申告書に添付された収支内訳書（農業所得用）若しくは青色申告決算書（農業所得用）又は法人税の確定申告書に添付された決算書に記載された同年分の動力光熱費（以下「令和３年分の動力光熱費」という。）の額

（給付の申請）

第４条　応援金の給付を受けようとする者は、燃油価格等高騰対策農業者応援金給付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和５年３月20日までに町長に提出しなければならない。

(1) 令和３年分の所得税又は法人税の確定申告書の写し

(2）令和３年分の動力光熱費が分かる書類

(3）町税の納税状況確認同意書（様式第２号）

（給付決定）

第５条　町長は、前条の規定により申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは応援金の給付を決定し燃油価格等高騰対策農業者応援金給付決定通知書（様式第３号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

２　前項の給付決定通知は、当該応援金に係る口座振替通知書の送付をもって代えることができる。

　（応援金の給付）

第６条　町長は、前条第１項の規定により応援金の給付を決定した申請者（以下「受給者」という。）に対し、決定後速やかに応援金を給付するものとする。

２　応援金の給付は、受給者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

　（給付決定の取消し等）

第７条　町長は、受給者が次のいずれかに該当するときは、応援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に応援金を給付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反していることが明らかになったとき。

(2) 虚偽の申請により応援金の給付を受けたとき。

(3) その他町長が応援金の給付決定の取消しの必要を認めたとき。

（検査等）

第８条　町長は、応援金の給付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

　（書類の整理及び保管）

第９条　受給者は、応援金の関係書類を整理し、令和５年４月１日から起算して５年間保管しなければならない。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、応援金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年12月27日から施行する。

２　この要綱は、令和５年３月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条の規定については同年５月31日まで、第７条から第９条までの規定については同条に規定する期間を満了する日まで、なおその効力を有する。

様式第１号（第４条関係）

年　月　日

　松前町長　　　　　様

住所

氏名 　　　　　　　　　　　㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

燃油価格等高騰対策農業者応援金給付申請書兼請求書

松前町燃油価格等高騰対策農業者応援金の給付を受けたいので、次のとおり申請します。

　　なお、応援金の給付申請に当たり、次のことを誓約します。

・　令和４年度以降も営農を継続すること。

・　暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

・　申請に対する虚偽が発覚した場合は、町の指示に従い、応援金を返還すること。

１　給付申請額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ　令和３年分の動力光熱費 | 円 | 収支内訳書等に記載された動力光熱費の額を書いてください。 |
| Ｂ　Ａ×0.2×10／12×２／３ | 円 | 1,000円未満切捨て |
| Ｃ　給付申請額 | 円 | Ｂ又は20万円のいずれか少ない額を書いてください。 |

　２　添付書類

　(1) 令和３年分の所得税又は法人税の確定申告書の写し

　　　　(2）令和３年分の動力光熱費が分かる書類

　(3）町税の納税状況確認同意書（様式第２号）

　※この申請書は、町において給付決定をした後は、応援金の請求書として取り扱います。

様式第２号（第４条関係）

町税の納税状況確認同意書

私は、松前町燃油価格等高騰対策農業者応援金の給付を申請するに当たり、税務課が保有する町税の納付状況（滞納の有無）について、産業課において確認を行うことに同意します。

　 年 　月 　日

松前町長　　　　　　 様

法人の所在地

（個人の場合は事業主の住所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　‘

法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　‘

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　‘

※　申請者が法人の場合にあっては、法人の代表者印を押印し

てください。

様式第３号（第５条関係）

　松前町指令　　第　号

住所

あて先

　　　　　年　月　日付けで給付申請のあった松前町燃油価格等高騰対策農業者応援金の給付

については、令和４年度松前町燃油価格等高騰対策農業者応援金給付要綱第５条第１項の

規定により次のとおり給付を決定したので通知する。

　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松前町長

１　給付決定額　金　　　　　　　　円

２　給付の条件

　　(1) この要綱の規定を遵守すること。

　(2) 町長がこの応援金の給付に関して必要と認めた調査に協力すること。